

② 特定外国子会社等の判定に関する明細書（付表1）

（ 年分）

氏名 _____

（平成30年分以降用）

【注意】

この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

外国関係会社の名称		1	外国関係会社の事業年度		2	：		：				
			本店所在地国における法人の所得に対する税の有無		3							
所得に対する租税の負担割合の計算												
所得の金額の計算	当期の所得金額	当期の決算上の利益又は欠損の額	4	租税の額の計算	本店所在地国の外国法人税の額	実際に納付する外国法人税の額	16					
		本店所在地国における課税所得金額	5			所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額	17	(%)				
	加算	非課税所得の金額	6		本店所在地国外において納付する外国法人税の額	納付したものとみなして本店所在地国の外国法人税の額から控除される額	18					
		損金の額に算入した支払配当等の額	7			減免された外国法人税の額のうち租税条約の規定により納付したものとみなされるもの	19					
		損金の額に算入した外国法人税の額	8			本店所在地国外において納付する外国法人税の額	20					
		保険準備金繰入限度超過額	9			租税の額 (16)から(20)までの合計額	21					
	減算	保険準備金取崩不足額	10		所得に対する租税の負担割合 $\frac{(21)}{(15)}$							
		小計	11									
		(6)のうち配当等の額	12									
	算	益金の額に算入した還付外国法人税の額	13		(15)が零又は欠損金額となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合に適用される税率							
		小計	14									
	所得の金額 (5) + (11) - (14)		15									
	株式等の保有割合					欠損金額の内訳						
	氏名又は名称		直接間接の区分		発行済株式等の保有割合	議決権株式等又は請求権株式等の保有割合	請求権勘案保有株式等の保有割合	事業年度	控除未済金額	当期控除額	翌期繰越額 (28) - (29)	
			24		25	26	27		28	29	30	
同族株主グループ	本人		%	%	%	：						
						：						
						：						
						：						
	計					計						
その他の内国法人及び居住者等						：						
						：						
						：						
						：						
	計					計						
合計						合計						

特定外国子会社等の判定に関する明細書（付表1）

- この明細書は、居住者が平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第40条の4第2項第1号（居住者の特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入）に規定する外国関係会社（以下「外国関係会社」といいます。）について同条第1項に規定する特定外国子会社等に該当するかどうかの判定を行う場合又は同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度における平成29年改正前の措置法令（以下「平成29年旧措置法令」といいます。）第25条の20第5項第1号（特定外国子会社等の適用対象金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合に記載します。
- 各欄中金額を記載するものにあつては、外国関係会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 「本店所在地国における法人の所得に対する税の有無3」は、外国関係会社の本店所在地国（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じ。）において法人の所得に対して課される税が存在しない場合は、「無」を○で囲み、以下「4」から「21」までの各欄の記載は要しません。
- 「本店所在地国における課税所得金額5」には、外国関係会社の本店所在地国の外国法人税に関する法令（その外国法人税に関する法令が2以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令をいいます。以下「本店所在地国の法令」といいます。）の規定により計算した所得の金額を記載します。
- 「非課税所得の金額6」には、外国関係会社の本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額を記載します。
- 「(6)のうち配当等の額12」は、平成29年旧措置法令第25条の19第2項第1号イ（特定外国子会社等の範囲）に掲げる所得の金額から除かれる同号イに規定する配当等の額を記載します。
- 平成29年旧措置法令第25条の19第2項第3号に規定する場合に該当するときは、「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額17」には、その本店所在地国の所得の額に応じて高くなる外国法人税（法人税法第69条第1項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいいます。以下同じ。）の税率のうち最高税率を用いて算定した税額から「実際に納付する外国法人税の額16」の金額を控除した残額を記載するとともに、その用いた最高税率を同欄の括弧内に記載します。
- 「納付したものとみなして本店所在地国の外国法人税の額から控除される額18」には、外国関係会社の本店所在地国の法令によりその外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除される額を記載します。
- 「減免された外国法人税の額のうち租税条約の規定により納付したものとみなされるもの19」には、外国関係会社が当該事業年度においてその本店所在地国において軽減され、又は免除された外国法人税の額で、租税条約の規定によりその外国関係会社が納付したものとみなされる額を記載します。
- 「本店所在地国外において納付する外国法人税の額20」には、外国関係会社とその本店所在地国以外の国又は地域において課された外国法人税の額から「(6)のうち配当等の額12」の金額（当該国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に限り、）に対して課された外国法人税の額を控除した残額を記載します。
- 平成29年旧措置法令第25条の19第2項第4号に規定する場合に該当するときは、「(15)が零又は欠損金額となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合に適用される税率23」には、外国関係会社の主たる事業に係る収入金額（その収入金額が「(6)のうち配当等の額12」の金額である場合には、その外国関係会社のその収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用される本店所在地国の外国法人税の税率を記載します。この場合には、「16」から「22」までの各欄の記載は要しません。
- 「発行済株式等の保有割合25」は、平成29年旧措置法第40条の4第1項に規定する特定外国子会社等（以下「特定外国子会社等」といいます。）の株主等である内国法人及び居住者並びに平成29年旧措置法第40条の4第2項第1号に規定する特殊関係非居住者が直接及び間接に有する当該特定外国子会社等の株式等（同条第1項に規定する株式等をいいます。）に係る保有割合を記載します。この場合において、その保有割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「議決権株式等又は請求権株式等の保有割合26」は、特定外国子会社等が平成29年旧措置法第40条の4第2項第1号イからハまでに掲げる法人に該当する場合には、それぞれ同号イからハまでに定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「請求権勘案保有株式等の保有割合27」は、平成29年旧措置法令第25条の21第1項（居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額の計算等）に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 居住者が平成29年旧措置法第40条の7第1項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）に規定する外国関係法人について同項に規定する特定外国法人に該当するかどうかの判定を行う場合又は同項に規定する特定外国法人の各事業年度における平成29年旧措置法令第25条の26第2項第1号（特定外国法人の適用対象金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。